育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、平成二十九年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度利用者負担額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成二十九年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年十月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{[B + \{C - (D \times 0.973)\} \times 1.000] \times 100}{A}$$

D × 0.973 及び {C − (D × 0.973)} × 1.000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［2～5　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

六	生活保護費	町村部人口
七	社会福祉費	人口

育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、平成二十八年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度利用者負担額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年六月十三日政令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成二十八年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年十月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{[B + \{C - (D \times 0.971)\} \times 1.017] \times 100}{A}$$

D × 0.971 及び {C − (D × 0.971)} × 1.017 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［2～5　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

六	生活保護費	町村部人口
七	社会福祉費	人口